

陳述者の権利利益を保護するために活用することができる制度の概要等

1 傍聴人の退廷，被告人退廷，特定傍聴人退廷について

	傍聴人の退廷	被告人退廷
根拠条文	民訴規則第121条	刑訴法第304条の2
制度趣旨	* 1	証言の獲得 * 3
実体要件	1) 証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めること * 2 2) 特定傍聴人を特定できること	1) 証人が被告人の面前においては圧迫を受け十分な供述をすることができないこと 2) 弁護人が立ち会っていること
手続要件	1) 当事者に求意見 2) 裁判長の命令	1) 検察官及び弁護人に求意見 2) 裁判所の決定 3) 供述終了後，被告人を入廷させ証言の要旨を告知し，その証人を尋問する機会を与える
法律効果	証人が供述する間，当該傍聴人を退廷させる	証人の供述中，被告人を公判廷から退廷させる
人証の立場から見た長所	特定の傍聴人がいない	被告人がいない
人証の立場から見た短所	1) 傍聴人の特定ができない場合は適用できない 2) 精神的負担があっても供述自体が可能なら適用できない	1) 供述終了後，被告人を入廷させて尋問の機会を与えなければならない 2) 精神的負担があっても供述自体が可能なら適用できない
当事者から見た長所	攻撃防御への制約が全くない	供述終了後に被告人が証人を尋問する機会を与えられる
当事者から見た短所		被告人は証人の供述の状況を直接観察できない

	被告人退廷	特定傍聴人退廷
根拠条文	刑訴法第281条の2	刑訴規則第202条
制度趣旨	証言の獲得	証言の獲得 * 4
実体要件	1) 証人が被告人の面前においては圧迫を受け十分な供述をすることができないこと 2) 弁護人が立ち会っていること	1) 証人が特定の傍聴人の面前で十分な供述をすることができないと思量すること 2) 特定傍聴人を特定できること
手続要件	1) 検察官及び弁護人に求意見 2) 裁判所の決定 3) 供述終了後、被告人を入廷させ証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与える	裁判長の命令
法律効果	証人の供述中、被告人を公判廷から退廷させる	証人が供述する間、当該傍聴人を退廷させる
人証の立場から見た長所	1) 被告人がいない 2) 傍聴人がいない 3) 法廷以外でも実施が可能	特定の傍聴人がいない
人証の立場から見た短所	1) 供述終了後、被告人を入廷させて尋問の機会を与えなければならない 2) 精神的負担があっても供述自体が可能なら適用できない	1) 傍聴人の特定ができない場合は適用できない 2) 精神的負担があっても供述自体が可能なら適用できない
当事者から見た長所	供述終了後に被告人が証人を尋問する機会を与えられる	攻撃防御への制約が全くない
当事者から見た短所	被告人は証人の供述の状況を直接観察できない	

- * 1 刑訴規則第202条等を参考にした規定とされている（最高裁判所事務総局民事局監修「条解民事訴訟規則」264ページ）。
- * 2 刑訴規則202条と異なり，特定の傍聴人の前で十分な陳述ができないというだけでは足りない。民事訴訟においては，例えば，営業秘密が問題になるような事件において，競業関係にある会社の関係者が傍聴に来ているために十分な陳述ができないといった場合も考えられるが，このような場合の適用は想定していないので，敢えて「圧迫を受け」ではなく「威圧され」との文言が用いられている（前掲・同ページ）。
- * 3 これと刑訴法第281条の2は，同趣旨の規定であり，遮へい措置やビデオリンク方式が採られるような場合でも，なお，証人が圧迫を受けて自由に証言できないと認められることがあり得るので，被告人を退廷させることができる旨がカッコ書で明示されている。
- * 4 実体的真実発見の見地から被告人，証人等をして十分な供述をさせるための方策としてその傍聴人を退廷させることができる旨を規定したものであり，裁判長の訴訟指揮権に基づくとされている（法曹会編「刑事訴訟規則逐条説明 - 第2編第3章 - 公判」114ページ）。遮へい措置やビデオリンクとの併用は，第304条の2等と同様，可能である。

2 公開停止について

	公 開 停 止	公 開 停 止
根拠条文	憲法第 8 2 条第 2 項	人訴法第 2 2 条
制度趣旨	公の秩序又は善良の風俗の維持	公の秩序の維持
実体要件	<p>1) 公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると認められること</p> <p>2) 政治犯罪，出版に関する犯罪又は憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審でないこと</p>	<p>1) 当事者本人等が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であって自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合であること</p> <p>2) その当事者本人等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができないこと</p> <p>3) 当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができないと認めること</p>
手続要件	<p>1) 裁判官全員一致による決定</p> <p>2) 公衆を退廷させる前に理由とともに言渡し（裁判所法第 7 0 条）</p>	<p>1) 当事者本人等の意見聴取</p> <p>2) 裁判官全員一致による決定</p> <p>3) 公衆を退廷させる前に理由とともに言渡し</p>
法律効果	すべての傍聴人を退廷させ，対審の公開を停止する（特定の傍聴人を在廷させることは可能）	すべての傍聴人を退廷させ，対審の公開を停止する（特定の傍聴人を在廷させることは可能）
人証の立場から見た長所	傍聴人がいない	傍聴人がいない
人証の立場から見た短所	要件が厳格なので，適用する場面が限定的（証人尋問の一部だけなど）になることがある	要件が厳格なので，適用する場面が限定的（証人尋問の一部だけなど）になることがある
当事者から見た長所	攻撃防御への制約が全くない	攻撃防御への制約が全くない
当事者から見た短所	公開主義の例外として制限を受ける	公開主義の例外として制限を受ける